

アベストホテルズ グランデ岡山 宿泊約款

- Abest 酒店 Grande 岡山 住宿条款 -

第1条 (適用範囲)

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めると所によるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第2条 (宿泊契約の申し込み)

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を私共のホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者の住所、氏名、年齢、性別、国籍及び職業
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金 (原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 (宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間 (3日を超えるときは3日間) の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

第4条 (申込金の支払いを要しないこととする特約)

1. 前条第2項の規定に関わらず、当ホテルは契約成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして扱います。

第5条 (宿泊契約締結の拒否)

- 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。

第1条 (適用範囲)

- 01.01. 本酒店与客人签订的酒店住宿协议及其相关合同应符合本协议的规定, 本合同中未规定的事项受一般法律或法令的约束。
- 01.02. 本酒店在不违反法律和惯例的情况下, 对特殊合同作出回应的, 不论前款规定如何, 以特殊合同为准。

第2条 (申请住宿合同)

- 02.01. 有意申请酒店住宿合同的客人请向我们酒店提出以下事项
 - (1) 客人的地址, 姓名, 年龄, 性别, 国籍和职业
 - (2) 住宿日期和预计抵达时间
 - (3) 房费 (原则上, 它是根据附表1的基本住宿费)。
 - (4) 酒店的其他必要事项
- 02.02. 如果客人在入住期间要求继续入住前项第2号的停留日期, 酒店将视为在客人提出继续入住时有新的住宿合同申请。

第3条 (住宿合同的成立等)

- 03.01. 当酒店接受前条规定的申请时, 应建立住宿合同。但是, 这不适用于被证明我们酒店不接受的情况。
- 03.02. 根据前款规定建立住宿协议时, 您必须在酒店指定的日期前支付酒店规定的住宿期间的的基本住宿费用 (超过3天时为3天) 的押金。
- 03.03. 申请费首先适用于客人最终支付的住宿费, 如果适用第6条和第18条的规定, 则在按照赔偿顺序支付罚款后, 如果有剩余金额, 将根据第12条在支付费用后退还。
- 03.04. 如果根据同一段落在酒店指定日期之前无法支付第2款的押金, 则该住宿合同将被视为无效。但是, 关于指定住宿费的付款到期日, 仅限于在酒店通知客人时。

第4条 (不需要支付押金时的特约)

- 04.01. 尽管有前条第2款的规定, 本酒店有时接受特约, 不需要在契约成立后支付该项的申请费。
- 04.02. 承诺住宿契约之申请时, 如果酒店未要求支付前条第2款规定的申请费, 并且在接受住宿合同申请时未规定保证金的支付日期时, 则视为符合前款特殊合同的规定。

第5条 (宿泊契約締結の拒否) 拒绝签订住宿合同

- 在下列情况下, 酒店可能不会订立住宿合同。
- (1) 当住宿申请不符合本协议时。
 - (2) 整个酒店没有空房时。

- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』（平成4年3月1日施行）による指定暴力団および指定暴力団員等（以下『暴力団』および『暴力団員』とする）又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (9) 宿泊しようとする者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
- (11) 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (12) その他当ホテルの判断により、宿泊客としてふさわしくないと認められたとき。
- (13) 宿泊客が宿泊に関し、性風俗行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行をしたとみとめられるとき。

第6条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後10時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当ホテルの契約解除権）

1. 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊しようとする者が、『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』による指定暴力団および指定暴力団員等（以下『暴力団』および『暴力団員』とする）又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
 - (3) 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (4) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (5) 宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったとみとめられるとき。
 - (6) 宿泊客が宿泊に関し、性風俗行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行をしたとみとめられるとき。
 - (7) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (8) 宿泊に監視合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (9) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (10) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要な物に限る）に従わないとき。
 - (11) その他当ホテルの判断により、宿泊客としてふさわしくないと認められたとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

- (3) 当預入住者有可能违反法律法规，公共秩序或有关住宿的礼仪和习俗时。
- (4) 当住宿申请者是传染病患者时。
- (5) 当要求住宿超出合理范围的负担时。
- (6) 当自然灾害，设施故障或其他不可避免的原因无法提供住宿时
- (7) 当住宿申请者做出造成其它住宿者困扰的言行时。
- (8) 根据“关于防止有组织犯罪集团成员的不公正行为的法律”，预入住者是指定的有组织犯罪集团，以及指定有组织犯罪集团成员（以下简称“暴力团”和“暴力团成员”）（1992年3月1日生效）或相关人员以及其他反社会势力。
- (9) 当预入住者是暴力团或有暴力团成员所控制的公司或其他组织。
- (10) 当预入住者是法人，该公司的董事中有暴力团成员时。
- (11) 当预入住者对酒店或是酒店工作人员有暴力，胁迫，恐吓，勒索，恐吓等行动或者是做出被认为是超出合理范围的要求时。
- (12) 根据酒店的判断，当住宿者做出了不当行为的时候。
- (13) 当客人被认定有做出色情活动或是做出相关行为，并且在酒店内进行交易时。

第6条（住宿者的住宿取消权）

- 06.01 住宿者可以向酒店提出申请，解除住宿合同。
- 06.02 如果酒店因责任原因而取消全部或部分住宿合同（当酒店根据第3条第2款的规定指定申请的到期日时，如果要求并且客人在付款前取消住宿合同，则根据附表2中列出的时间表接受罚款。但是，如果酒店在遇到第4条第1款的特殊合同时，仅当酒店通知客人的情况下，客人有支付违约金的义务。
- 06.03 如果客人在入住当天晚上10:00也未抵达并且没有联络的情况下，（如果预先指定了预定的抵达时间，即2小时后的时间），酒店将会视为住宿合同已被客人取消。

第7条（酒店的合同取消权）

- 07.01 在下列情况下，酒店可能会取消住宿合同。
 - (1) 预入住者是指定的暴力团和指定的暴力团成员（以下简称“暴力团”和“暴力团成员”）或其他有关人员或其他反社会人员指定的团伙集团。
 - (2) 暴力团或暴力团成员操纵的法人或其他组织时。
 - (3) 当预入住者是法人，该公司的董事中有暴力团成员时。
 - (4) 做出对其它的客人显著困扰的言行时。
 - (5) 对住宿设施或住宿工作人员（雇员）提出威胁，恐吓，恐吓的无理要求，要求超出合理范围的负担，或者做出类似的行为时。
 - (6) 当客人被认定有做出色情活动或是做出相关行为，并且在酒店内进行交易时。
 - (7) 当客人被确认具有传染性时。
 - (8) 当要求超出合理范围的负担时。
 - (9) 由于不可抗力导致的自然灾害等原因，而造成无法住宿之时。
 - (10) 在寝室的床上吸烟，对消防设备等的搞恶作剧，不遵守酒店规定的使用规则的禁令（仅限于防火所必需的物品）时。
 - (11) 其他我们酒店认为不适合我们的客人时。
- 07.02 当酒店根据前款规定取消住宿合同时，我们不收取客人尚未支付的住宿费等费用。

第8条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業・電話番号
- (2) 外国人にあたっては旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) パスポートの確認とコピーを取ること
- (4) 出発日および出発予定時刻
- (5) その他当ホテルが必要と認める事項

第9条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができません。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。

第10条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条（営業時間）

当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとして、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

1. フロントサービス時間：24時間
2. 飲食等（施設）サービス時間
 - ① レストラン 朝食 7:00-9:00 最終入場 9:30 閉店
 - ② フロントバー 15:00-22:00※貸切予約、イベント開催中の場合でご利用できないこともございます。
3. トレーニングルーム 15:00-20:00、6:00-9:30
4. マッサージルーム 16:00-23:00

前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合にはホームページ上に告知致します。

第12条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算出方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 宿泊料金等の支払いは、日本の通貨または当ホテルが認めた宿泊券及びクレジットカードにより、宿泊の登録の際または当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条（当ホテルの責任）

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それらが当ホテルの責めに帰すべき事由によるべきものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルの宿泊に関する責任は宿泊客が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行ったときに始まり、宿泊客が出発するために客室をあけたときに終わります。

第14条（契約した客室の提供ができないときの取扱）

1. 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供出来ない時は、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋が出来ない時は、違約金相当額の補償額を宿泊客に支払います。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第8条（住宿登記）

客人必須在入住当天在酒店前台登记以下物品

- (1) 客人的姓名，年龄，性别，地址和职业/电话号码
- (2) 如果是外国人的情况，需要提示护照号码，入国地点以及入国年月日。
- (3) 护照的确认以及复印。
- (4) 出发日以及预计出发时间
- (5) 其他酒店认为是必要的事项。

第9条（客房的使用时间）

- 09.01. 客人可以使用酒店客房的时间是下午2点至第二天早上11点，。如果是连续入住，除了抵达日和出发日外，您可以全天使用。
- 09.02. 无论前款规定如何，酒店均可在同一段落规定的时间以外对房间的使用作出回应。在这种情况下，将收取额外费用。

第10条（利用規則の遵守）

客人必須遵守酒店的使用規定。

第11条（营业时间）

酒店主要设施的营业时间如下，其他设施的详细营业时间等将在宣传册中公布，张贴在各个地方，比方房间服务目录等。

1. 前台・收银台等服务时间：24小时
2. 食品和饮料（设施）服务时间
 - (1) 餐厅 早餐 7:00~9:00最终入场 9:30关门
 - (2) 前台酒吧 15:00~22:00※有些情况下，比如在被包场，举办活动的情况下无法使用。
3. 健身房 15:00~20:00、7:00~9:30
4. 按摩房 16:00~23:00

如有必要，可能会有临时更改。在这种情况下，我们会在主页上公布。

第12条（支付房费）

- 12.01. 客人支付的住宿费细节及计算方法见附录表1
- 12.02. 前项的住宿费等支付的支付是在登记住宿时或由酒店以日本货币或酒店批准的住宿券和信用卡登记时在前台支付的。
- 12.03. 当酒店为客人提供住宿，在客房可以使用后，即使客人没有随意入住，酒店也会收取住宿费。

第13条（本酒店的责任）

- 13.01. 当我们履行住宿合同及其相关合同时，如果我们因违约而对客人造成损失时，我们将赔偿损失。但是，如果这些不是由于酒店的责任原因造成的，则不适用。
- 13.02. 我们酒店的住宿责任始于客人在酒店前台登记住宿，在客人离开酒店出发时结束

第14条（无法提供预约合同的房间时）

- 14.01. 如果酒店无法提供给客人预订的客房，我们将在客人同意的情况下尽可能在相同条件下安排其他住宿设施。
- 14.02. 不论前款规定，酒店不能安排其他住宿设施时，我们将向客人支付相当于罚款的补偿费，赔偿金将用于赔偿损失。但是，如果酒店无法提供住宿并且不属于酒店的责任之时，我们将不会支付赔偿费。

第 15 条（寄託物等の取扱）

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品について消滅、毀損等の損害が正じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、5 万円を限度としてその損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、お客様自身での管理とさせて頂いておりますので、お預け頂けませんので予めご了承ください。
2. 宿泊客が連泊など室内に持ち込まれた物品において当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、5 万円を限度としてその損害を賠償します。
3. 美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。

第 16 条（宿泊客の手荷物または携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合 1 ヶ月保管し、その後処分します。食品・お飲み物は当日処分致します。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条（駐車場の責任）

宿泊客が当ホテルの契約駐車場を利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの契約駐車場の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 15 条（寄存品の処置）

- 15.01. 客人在前台寄存的货物或现金和贵重物品并非因为不可抗力而造成损坏等，我们将对其进行赔偿。但是，关于现金和贵重物品，如果酒店要求客人提出物品的类型和价格，但是客人没有履行之时，酒店将赔偿上限50,000日元的损失。
- 15.02. 酒店故意或疏忽造成的损失，损坏等，包括客人带来的货物，现金，贵重物品以及未在前台寄存的物品，酒店将赔偿损坏。但是，对于事先客人未告知的类型和价格的物品，我们将赔偿酒店的损失不超过5万日元。
- 15.03. 不能保存艺术品和古董等商品。

第 16 条（存放客人的行李或携带物品）

- 16.01. 当客人的行李在客人抵达前到达酒店时，我们将仅在客人到达酒店前同意接收时承担责任，并在前台办理入住手续时将其交给客人。
- 16.02. 在客人退房后，如果客人的行李或手机物品留在酒店时，将保留1个月。饮料和食物将在当天处理。如果没有持有者的指示或者持有者不明时，则将其存储7天（包括发现日期），然后将其丢弃。
- 16.03. 在前两项的情况下，酒店对存放行李或携带物品的责任，应限于前款第1项的规定，为前项的情况下，以第2项的规定为准。

第 17 条（停车的责任）

如果客人使用酒店的签约停车场，无论车辆钥匙是否存放，酒店都只是出租车位，并不负责管理车辆。但是，在管理停车场时，如果因酒店故意或疏忽而造成损害时，我们将向您赔偿。

第 18 条（住宿旅客的责任）

如果因客人故意或疏忽造成酒店的损害时，该客人将赔偿酒店的损失。

別表第 1

宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係）

内訳		
支払総額	宿泊料金	①基本宿泊料 ②サービス料
	追加料金	③飲食料 ④その他の利用料金
	消費税	⑤消費税

別表第 2 違約金（第 6 条 2 項関係）

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日
一般(10名まで)	100%	100%	20%
団体	100%	100%	80%

- 1.（注）%は宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（10 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

附表第 1

住宿金額の详情（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及第 11 条第 1 項关系）

详情		
客人支付的总金额	客房基本费用	①房费 ②服务费
	额外费用	③食品和饮料 ④其他费用
	税金	⑤消费税

附表第 1 违约金（第 6 条第 2 项关系）

收到取消预约日	不入住	当天	前一天
一般 10 名之内	100%	100%	20%
团体	100%	100%	80%

1. %是住宿费与罚款的比率
2. 如果预约天数减少的情况下，无论缩短几天，我们将接受 1 天（第一天）的罚款。
3. 如果团体客人的部分合同被取消，则在住宿日期十天前（那一天之后接受申请的情况下，为接受申请的那一天）的住宿人数的 10%（尾数进位。），将不收取罚金。